

市県民税 所得税 申告のしおり

申告期間

2月16日(火)～
3月15日(月)
(土曜・日曜を除く)

問い合わせ先 税務課市民税係

期間内にもれなく
申告をお願いします

市県民税(住民税)の申告をしていただく時期になりました。

申告は市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるもので、申告されなかった場合、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなくなり、各種税証明書などの発行ができない場合があります。

※本年度は菊池市内全域に地区割りがあります。期間後半は混雑が予想されますので、できるだけ早めに申告を済ませますようお願いいたします。

※年金収入のみの方に限り、2月8日・9日・10日の3日間、市役所1階小会議室で申告受付を実施します。

※譲渡所得(譲渡所得)(株式譲渡所

得)などのある人、住宅借入金等特別控除を受けられる人は税務署で確定申告をお願いします。

市県民税申告を しなければならない人

平成22年1月1日現在、菊池市に住んでいた人で前年中に次の所得があった人は、申告が必要です。

- 給与所得者で次に該当する人
 - ・中途退職などにより、年末調整ができていない人
 - ・給与所得の他に、家賃や小作料、農業所得、雑所得などの所得があった人
 - ・医療費控除、寄付金控除などを受ける人
 - ・菊池市に給与支払報告書が提出されていない人(提出の有無は勤務先に

所得のなかった人も 必ず申告してください

前年中に病気や失業などで所得の無かった人、遺族年金や障害年金などを受けていて他に所得がない人も申告が必要です。

申告をしなくてもよい人

- 勤務先から給与支払報告書が菊池市に提出され、他に所得のない人
- 税務署に確定申告をする人
- 税務署から封書を送られている人は、税務署で確定申告をしてください。
- 65歳以上(昭和20年1月1日以前に生まれた人)の国民年金などの公的年金のみの収入で、その支給額が148万円以下の人。
- ただし、営業・農業・不動産(小作料含む)・その他の所得のある人は除きます。

事業所得を申告する人

申告時には必ず「収支内訳書」を記入して、申告を行ってください。作成していない人は、作成終了後に受け付けを行います。農業所得の申告をする人は、市役所または税務署から送付している「農業収支内訳書」に記入して、お越しくください。ご協力をお願いします。

確定申告会場が菊池税務署に変わります

開設期間 2月16日(火)～3月15日(月)※土曜・日曜は除きます。

納税は、口座振替が、安心・便利・確実です。

また、税務署員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。不審な電話があった場合は、税務署にお問い合わせください。

問い合わせ・提出先
菊池税務署 ☎(25)2121



確定申告は早めに行いましょう

所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採っていますので、所得金額や税額を正しく計算し、申告と納税は、期限内に済ませてください。確定申告書の提出は、郵送などでも結構です。

申告期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑し、時間がかかる場合もありますので、早めに申告を済ませてください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に申告書などの作成ができます。ぜひご利用ください。(http://www.nta.go.jp)

また、詳しいことは、最寄りの税務署にお尋ねください。

問い合わせ先 菊池税務署
☎(25)2121 ※自動音声案内

市県民税の申告受付会場

受付時間

午前の部 午前8時40分～午前11時
午後の部 午後1時～午後4時

受付会場

税務課(4番窓口)
七城総合支所1階税務係
旭志総合支所1階税務係
泗水総合支所2階大会議室
※4会場どこでも申告できます。都合の良い会場をご利用ください。



申告に必要なもの

所得額から差し引く(控除する)ものがあれば、必ず証明書などをお持ちください。

- 印かん(認印)
- 収入(所得)を証明できる資料
 - ・源泉徴収票(公的年金含む)、支払い証明書
 - ・農業所得や事業所得、不動産所得のある人は、収支内訳書(記入済み)、帳簿類、固定資産税の納税通知書(明細書など)
- 各種領収書(収支内訳書に記入されている人は不要です)または証明書
- 医療費などの領収書(個人ごとに仕分けし、それを病院ごとに仕分けして計算して申告されますようお願いいたします)、生命保険料、地震保険料、社会保険料(国民健康保険税や国民年金など)、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- 所得税の還付を受ける人、口座振替による納税を希望する人は、通帳と通帳届出印かん

要介護者の障害者控除について

介護保険制度で要介護に認定された65歳以上の人は、基準に応じて障害者控除または特別障害者控除が受けられます。

申告の際には、「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、事前に生きがい推進課または各総合支所民生課から認定書の交付を受けてください。

農業収入のある人へ

販売伝票や必要経費の領収書を整理し、収支内訳書へ記入して申告にお越しくください。収支内訳書の作成がない場合は、その場で自書による作成を行っていただきます。それにより受付順が替わる場合がございますのでご了承ください。

(前回、農業収入の申告を市町村役場へ行っている人には1月中旬に収支内訳書を郵送しています。)

税務署から確定申告書の送付がある人は、同封されている収支内訳書を使用して、税務署で申告を行ってください。

2月の「税」の納期限 3月1日(月)

問い合わせ先 税務課、徴税課

●国民健康保険税第8期

※口座振替を利用している人は、2月25日(木)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。